



☎先着 ④定員を超えると抽選 ④電話相談も実施

	項目	日時	場所	問い合わせ☎
一般	行政相談	6月19日(水) 午後1時30分～3時30分	市役所 5階501会議室	
	司法書士による相談 要予約 ④6名	6月13日(水) 午後1時30分～(1人20分)	市役所 2階入札室、入札控室	秘書広報課
	土地境界相談 要予約 ④6名	受付:6月3日(月)～12日(水)正午		
	弁護士による相談 要予約 ④8名	6月20日(水) 午後1時30分～(1人20分) 受付:6月3日(月)～5日(水) 初回優先	市役所 2階入札室	
	建築なんでも相談 要予約 ④2名	6月14日(金)、28日(金) 午後1時30分～(1人50分)受付:各相談日の1週間前まで	市役所 2階入札室	
	市民ふくし相談 日常生活の困りごと、ひきこもりなど	①6月3日(月) 午後1時30分～4時 ②6月12日(水)、19日(水)、22日(土) 午前10時～午後3時	①吉川支所 ②市民活動センター	社会福祉協議会 82-4043 ①72-2940 ②86-7575
	司法書士による 成年後見専門相談 要予約 ④3名	6月13日(水) 午後1時30分～4時30分	総合保健福祉センター	成年後見支援センター 83-0226
	人権相談	①月～金曜 ②6月7日(金)、③20日(水) 午後1時～4時	①総合隣保館 ②緑が丘町公民館 ③市役所 2階入札控室	人権推進課 82-8388
	農地相談	6月14日(金)	市役所 2階 農業委員会事務局	農業委員会事務局
	税務相談 要予約 ④4名	6月19日(水) 午後1時30分～3時30分 受付:6月17日(月)まで	市役所 3階第4相談室	税務課
相談	若者就職相談 15～49歳の方の就職やキャリアの相談	6月18日(水) 午後1時～4時 予約優先	サンライフ三木	さんだ若者サポート ステーション 079-565-9300
	DV相談 面談は要予約	月～金曜 午前9時～午後5時	DV相談室	DV相談室 82-8300
	子どもいじめ相談 面談は要予約	月～金曜 午前9時～午後5時	教育センター 3階 子どもいじめ防止センター	子どもいじめ防止センター 82-8110
	こころの相談 うつや自殺予防のための相談	月～金曜 午前9時～午後5時 (時間外は他の相談窓口を紹介)	市役所 3階障害福祉課	障害福祉課 89-2471
	青少年悩みの相談 面談は要予約	月～金曜	教育センター 2階	教育センター 82-8686
	児童虐待相談	月～金曜 午前9時～午後5時	教育センター 2階 子育て支援課	子育て支援課 83-2266
	高齢者虐待相談	月～金曜	市役所 3階 地域包括支援センター	介護保険課 89-2337
	女性のための相談	①火曜 午前10時～正午 木曜 午後1時～4時 } 電話相談 ②火曜 午後1時～4時 木曜 午前10時～正午 } 予約相談 (面接・電話)	教育センター 3階 男女共同参画センター	男女共同参画センター 89-2331 ①89-2354
	女性のための 弁護士相談 要予約 ④4名	6月26日(水) 午後1時50分～4時30分 受付:6月21日(金)まで【要事前面談】		
	あんしん教育相談 面談は要予約	月～金曜	教育センター 2階	教育センター 83-2020
障がい者	障がい者総合相談・虐待相談	月～金曜	市役所 3階障害福祉課	
	福祉相談 要予約	①月～金曜 午前9時～午後4時 ②6月5日(水)、21日(金) 午後2時～4時	①はばたきの丘 ②吉川支所	障害福祉課 FAX 89-2449
	身体障がい者相談	6月1日(土) 午前10時～午後3時	市民活動センター	

三木警察署だより ☎82-0110

薬物乱用防止 ～薬物乱用のない社会を～

●薬物乱用の危険性

薬物の乱用とは、医薬品を医療目的以外に使用すること、または医療目的にない薬物を不正に使用することをいい、一度でも使用すれば「乱用」となります。

覚せい剤や大麻などの薬物を乱用すると、一時的な快感を得たりストレスの解消が感じられたりしますが、その体験が「依存症」を形成し、より強く薬物を求めるようになります。

薬物の乱用により、神経と身体の両面が致命的に破壊され、薬物の使用を止めた後でも長い期間にわたって後遺症に悩まされるという危険性もあり、最悪の場合、死に至ることもあります。

さらに、薬物乱用により幻覚、幻聴など障害に陥り、凶悪な犯罪や重大な交通事故を引き起こしたり、薬物の購入資金を得るために犯罪を起こしたりするなど、社会全体に弊害をもたらしています。

●悩まず、まずは相談を

覚せい剤や大麻などの薬物に関する悩みや、薬物の密売・乱用に関する情報は、迷わず相談してください。

覚醒剤110番 ☎078-361-0110
(24時間受付)



消費生活相談

■ 著名人をかたるSNS上の投資詐欺に注意！

☎(市)生活安全課

相談事例

・テレビによく出る有名人のアシスタントをかたる女性からSNSでメールが届き、原油事業に投資しないと勧められた。話を信じて指定された口座へ100万円を振り込んだところ、どんどん値上がりした。お金を引き出したいと連絡すると手数料20万円が必要と言われ、妻から詐欺だから止めるようにと言われた。相手の電話も住所もわからない。

・金融投資で有名な人物の広告からSNSに誘導され、秘書という女性から金への投資を勧められた。ネットでの講義も受講してすっかり信じてしまい、指定された口座へ合計1,000万円振り込んだ。出金したいと連絡すると相手がSNSから退会して全く連絡が付かなくなった。

アドバイス

インターネットやSNS上で、テレビや雑誌に登場する「経済アナリスト」「実業家」などをかたった画像入りの広告や、偽の音声・対談動画などにだまされ、友人・会員登録を行い、「投資」を勧められて高額のお金をだまし取られる詐欺が発生しています。

主な特徴

- ・フェイスブックやLINEなどのSNSを通じて連絡を取り合う
- ・出金しようとする「出金のための税金」「出金手数料」などとしてお金を要求する

払い込んだお金を取り返すことは困難です。お金を払い込む前に家族や信頼できる方、警察や消費生活センターへ相談しましょう。

契約や商品に関するトラブルや多重債務に関する場合は 消費生活相談へ

日時 月・火・木・金曜(第2木曜と祝日を除く) 午前9時～正午、午後0時45分～4時
場所 市役所 2階消費生活センター(電話でも相談できます)

